

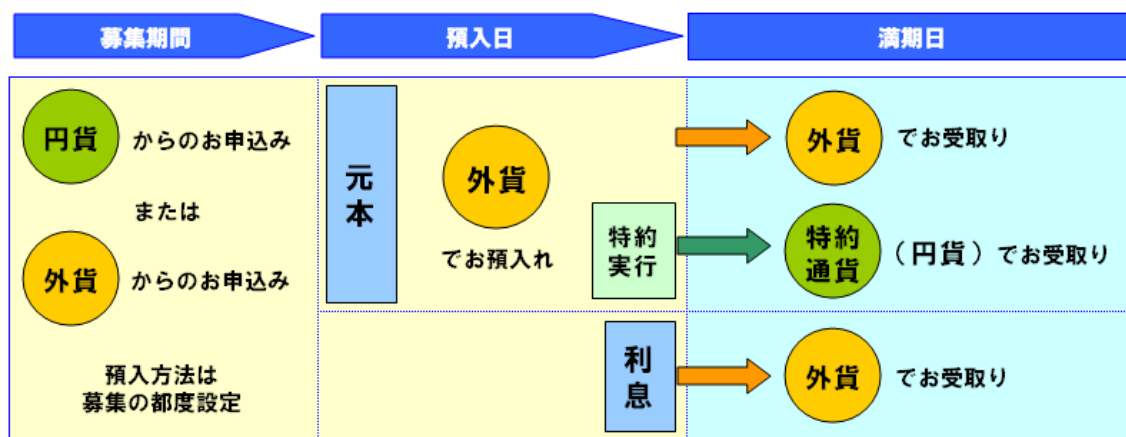
元本通貨変動型外貨仕組預金 <愛称:オセロ(タイプ2)>

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申込みください。

- この預金は、当社が特約の実行を決定した場合には、お預入れいただいた元本(外貨)を、お預入れ時にあらかじめ定められた為替レート(特約レート)にて特約通貨(円貨)に交換し、満期日に払戻しする外貨仕組預金です。なお、特約の実行に関わらず利息は外貨にて支払われます。
- お客さまは、この預金の元本の払戻通貨を預入通貨(外貨)または特約通貨(円貨)に決定する権利を当社に付与することになります。(お客さまにこの預金の元本の払戻通貨を決定する権利はございません。)
- この預金は預金保険制度の対象ではありません。



この預金の注意点について

- この預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。特約が消滅し、外貨にて払戻された元本を売却して円貨にする場合、その時の実勢為替レートによっては「為替差損」が発生して、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。また、代表口座外貨普通預金からの振替による外貨でのお預入れの場合、外貨をご購入された時の為替レートより、特約レートが円高に設定され、特約の実行にて払戻通貨が円貨となった場合には円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。
- この預金は、原則として中途解約はできません。ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。
- この預金のお取引は融資等の他の取引とは独立した取引であり、本取引の申込みの有無が本取引以外の融資等の取引に関する当社の判断に影響を与えることはありません。
- 必ず、満期日まで使う予定のない余裕資金でお預け入れください。

手数料について

- この預金へのお預入れ・お引出しに際し、お客さまにご負担いただく手数料はございません。ただし、募集期間終了日の翌日から満期日の前日までにこの預金を解約される場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。中途解約に伴う調整金についての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
- 代表口座円普通預金から円貨をお預かりし、預入日にお申込み預入通貨の外貨へ交換する際の為替コストはご負担いただくことはありません。
- 特約が消滅し、外貨にて払戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート(売却レート)には当社所定の為替コストが含まれます(詳細は、商品概要説明書をご確認ください)。売却レートは当社WEBサイトにてご確認ください。

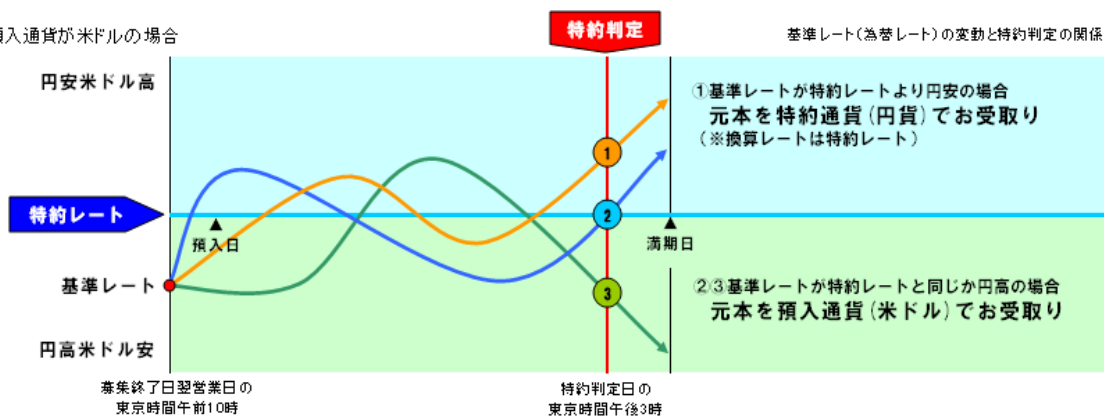
為替相場の変動による元本割れ可能性および円安メリット放棄について

- この預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。特約が消滅し、外貨にて払戻された元本を売却して円貨にする場合、その時の実勢為替レートによっては「為替差損」が発生して、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。また、代表口座外貨普通預金からの振替による外貨でのお預入れの場合、外貨をご購入された時の為替レートより、特約レートが円高に設定され、特約の実行にて払戻通貨が円高となった場合には円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。
- 特約が実行され、円貨でのお受取りとなった場合には、満期時における実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット(為替差益)を享受することはできません。

特約判定方法について

- 特約判定日の基準レートが特約レートより円安の場合、この特約は実行され、満期日に元本を特約レートで円貨に交換し、代表口座円普通預金に振替えます。特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円高の場合、この特約は消滅し、満期日に元本を外貨のまま預入通貨の代表口座外貨普通預金に振替えます。
- 特約判定日は原則として満期日の2営業日前とし、募集の都度、設定します。
- 基準レートは東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レートとなります。
- 特約レートは募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた為替レートとなります。

預入通貨が米ドルの場合



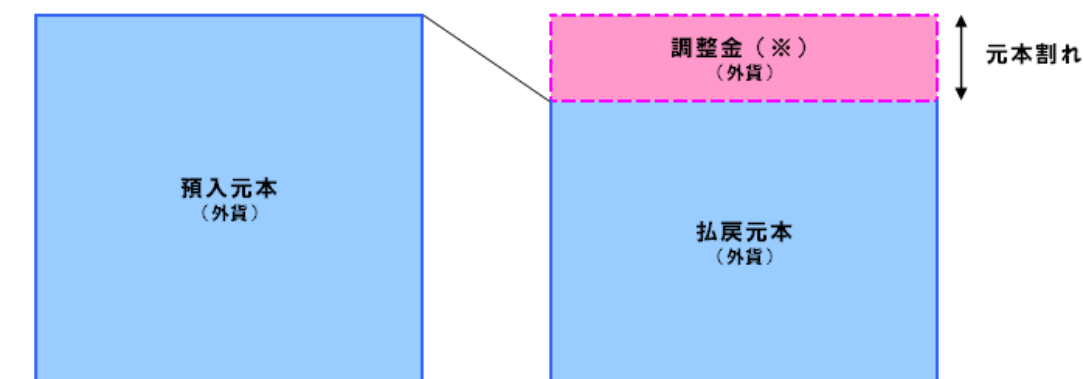
中途解約について

- この預金は原則として中途解約できません。
- お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてはお受取りいただけません。
- 当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金(中途解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用を当社所定の計算により算出した金額)を差し引いた金額を、お客さま預入通貨の代表口座外貨普通預金へ入金します。この場合、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。
- 調整金の考え方は以下のとおりです。お客さまの中途解約依頼に対し、当社がやむを得ないものと認めそれに応じる場合、当社はこの預金契約上の地位を失うこととなり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。この場合、当社は、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達するか、または調達したと仮定した場合に必要な金額(費用)を中途解約時の市場金利およびその変動率などをもとに当社所定の計算式により算出し、お客さまにご負担いただくこととなります。

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく調整金は、

- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差
- ③ 新預金の調達に伴う費用(事務手数料含む)

により構成されますが、特に①と②が大きな割合をしめることになり、それらは満期日までの期間や中途解約時の市場実勢に依存します。一般的に、預入通貨(外貨)と特約通貨(円貨)との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また為替の変動性が高くなればなるほど①を要因として生じる費用が高くなり、また、中途解約時における残存期間に対応する市場金利が適用金利よりも高い場合②を要因として生じる費用が高くなります。



- (※) 調整金の内訳
- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
 - ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差
 - ③ 新預金の調達に伴う費用(事務手数料含む)

このイメージ図は、調整金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現するものではありません。

- 銀行取引規定第19条第3項に該当して解約する場合も、中途解約の取扱いとなります。

想定損失額等について

- 観測期間を2000年11月6日から2010年11月5日までの間とし、当社が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。

また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際の取引において生じる損失額」は、「本書面でご案内する想定損失額」とは異なる場合があります。

- 中途解約時

以下の例では預入期間を1ヵ月とし、中途解約された場合の想定損失額等の水準について、ご案内いたします。

- お預入れ直後に中途解約され、かつ、市場の変動が無かった場合

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金へのお預入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の3%程度の調整金をお客さまにご負担いただくことが見込まれます。

- 大幅な市場の変動があった場合

＜前提条件＞

申込金額は下記記載のとおりとし、外貨からのお預入れを想定します。

為替レートは預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分の高水準（預入通貨高）となったものと仮定。

為替の変動性は預入時の為替水準が観測期間中の最小値であったと仮定し、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

預入通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
申込金額	1万米ドル	1万ユーロ	1万豪ドル	1万NZドル	10万南アランド
最大下落率	22%程度	33%程度	35%程度	35%程度	36%程度
想定損失額	2,200 米ドル程度	3,300 ユーロ程度	3,500 豪ドル程度	3,500 NZドル程度	36,000 南アランド程度

- 満期時

満期時払戻通貨が特約通貨（円貨）となった場合には、「特約レート」で当初お預入れ元本（外貨）を円貨に交換することになります。したがって、「特約レート」により交換された払戻金額（円貨）を外貨に換算した値と当初預入れ元本（外貨）との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失となります。

各預入通貨での観測期間中の最大下落率及び想定損失額は、次のとおりです。

申込金額は下記記載のとおりとし、外貨からのお預入れを想定します。

為替レートは預入時の実勢為替レートから、満期時に観測期間中の最大変動幅分の高水準（預入通貨高）となったものと仮定。

為替の変動性は預入時の為替水準が観測期間中の最小値であったと仮定し、満期時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

預入通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
申込金額	1万米ドル	1万ユーロ	1万豪ドル	1万NZドル	10万南アランド
最大下落率	18%程度	30%程度	32%程度	32%程度	28%程度
想定損失額	1,800 米ドル程度	3,000 ユーロ程度	3,200 豪ドル程度	3,200 NZドル程度	28,000 南アランド程度

[商号・住所]

住信SBIネット銀行株式会社 東京都港区六本木三丁目2-1 住友不動産六本木グランドタワー

商品概要説明書:元本通貨変動型外貨仕組預金


2025年4月4日現在

商品名(愛称)	元本通貨変動型外貨仕組預金「オセロ(タイプ2)」 * 募集型の商品です。募集の都度、預入方法、預入日、満期日、適用利率等の募集条件を設定します。
ご利用いただける方	当社に口座を開設し、外貨預金をご利用いただける個人、法人のお客さまのうち、以下の基準を満たすお客さま ・日本国内に居住し、お申込時に18歳以上かつ80歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内に本店もしくは支店が登記されている法人であること * 「ご利用いただける方」でも、元本割れのリスクを許容しない投資方針の資金や、借入金・支払の確定している資金からの投資はできませんのでご注意ください。
募集期間(※)	募集の都度、一定期間の募集期間を設定し、募集期間中に申込みを受付けます。申込み受付後、募集期間終了日までの間は申込みの取消しを行うことができます。 * 申込時から預入までの間、お申込金額について、出金を制限します。出金口座の残高が申込金額に満たない場合はお申込みいただけません。(出金可能額が残高より少ない場合は、出金可能額までしかお申込みいただけません。また、当座貸越による申込みは受け付けできません。) * 詳細は募集要項をご確認ください。
預入期間(※)	1か月 自動継続のお取り扱いはありません。 * 詳細は募集要項をご確認ください。
預入日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
満期日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
預入方法(※)	以下2種類の預入方法より募集の都度、設定します。 ①お申込みの際に代表口座円普通預金から円貨をお預かりし、預入日にお申込み預入通貨の外貨へ預入レートにて交換しお預入れ。(円貨からのお預入れ) ②お申込み預入通貨の代表口座外貨普通預金からの振替による外貨でのお預入れ。(外貨からのお預入れ) * この預金は目的別口座ではお取扱できません。 * 詳細は募集要項をご確認ください。
最低預入金額、申込単位(※)	募集の都度、設定します。詳細は募集要項をご確認ください。
特約の内容	この商品には、満期時に預入通貨(外貨)を特約通貨(円貨)に交換し、元本を払戻す当社の特約がついています。特約を実行した場合、特約通貨(円貨)で元本を払戻します。
預入通貨(※)	募集の都度、米ドル、ユーロ、豪ドル、NZドル、南アランドのいずれかを設定します。 詳細は募集要項をご確認ください。
特約通貨	円貨
預入レート(※)	募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社で決定します。
特約レート(※)	特約実行を判定するための基準となる預入通貨と特約通貨間の為替レート、かつ特約が実行され満期日に元本を円貨でお受取いただく場合の交換レート。 募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた形で決定します。
基準レート	東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が

住信SBIネット銀行

	定める為替レート。
特約の判定と元本払戻方法	<p>特約判定日の基準レートが特約レートより円安の場合、この特約は実行され、満期日に元本を特約レートで円貨に交換し、代表口座円普通預金に振替えます。</p> <p>特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円高の場合、この特約は消滅し、満期日に元本を外貨のまま預入通貨の代表口座外貨普通預金に振替えます。</p> <p>* 特約判定日は、原則として満期日の2営業日前とし、募集の都度、設定します。</p>
元本の払戻に関するご注意	<p>特約が消滅し、外貨にて払戻された元本を売却して円貨にする場合、その時の実勢為替レートによっては「為替差損」が発生して、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。</p> <p>また、代表口座外貨普通預金からの振替による外貨でのお預入れの場合、外貨をご購入された時の為替レートより、特約レートが円高に設定され、特約の実行にて払戻通貨が円貨となった場合には円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。</p> <p>さらに、満期時に円貨でのお受取りとなった場合には、満期時における実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット(為替差益)を享受することはできません。</p>
適用金利(※)	<p>為替相場・市場金利の動向に応じて、募集の都度、設定します。</p> <p>預入日から適用され、お預入れ時の金利は満期日の前日まで付利されます。詳細は募集要項をご確認ください。</p>
利息の計算方法	1 補助通貨単位を付利単位とし、預入日から満期日の前日までの実日数および預入時の約定利率によって、1年を365日として日割り計算します。
利息の受取方法	満期日に外貨でお支払いいたします。預入通貨の代表口座外貨普通預金に一括して振替えます。
手数料	手数料はかかりません。
外国為替取引において負担する為替コスト	<p>特約が消滅し、外貨にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート(売却レート)には以下の金額を上限とする当社所定の為替コストが含まれます。</p> <p>米ドル 1 米ドルあたり 6 銭以下 ユーロ 1 ユーロあたり 14 銭以下 豪ドル 1 豪ドルあたり 24 銭以下 NZ ドル 1 ニュージーランドドルあたり 24 銭以下 南アランド 1 南アフリカランドあたり 19 銭以下</p> <p>売却レートは当社 WEB サイトにてご確認ください。</p> <p>なお、代表口座円普通預金から円貨をお預かりし、預入日にお申込み預入通貨の外貨へ交換する際の為替コストはご負担いただくことはありません。</p>
中途解約	<p>原則、中途解約はできません。当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金を差し引いた金額を、お客さま預入通貨の代表口座外貨普通預金へ入金します。この場合、市場環境等によっては、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。中途解約時の調整金については、契約締結前交付書面をご確認ください。</p>
課税関係	<p>個人のお客さまは、利息に対して 20.315% (国税 15.315% (復興特別所得税を含む)、地方税 5%) の税率により源泉徴収されます (源泉分離課税)。マル優のお取り扱いはありません。</p> <p>為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者で、差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下であれば確定申告は不要です。為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。</p> <p>法人のお客さまは、利息に対して 15.315% (国税 15.315% (復興特別所得税を含む)) の税率により源泉徴収されます。</p>

住信SBIネット銀行

	詳しくは、お客さまご自身で、公認会計士・税理士等の専門家にご確認ください。
預金保険制度	この預金は預金保険制度の対象ではありません。
付加できる特約事項	ございません。
当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
その他	<p>①お預入れ時に、契約締結時交付書面を交付します。</p> <p>②通帳およびステートメントの発行はありません。残高および預入明細については当社WEBサイトにてご確認ください。</p> <p>③当座貸越の担保としてご利用いただけません。</p> <p>④この預金は、市場環境等によりお取扱いを中止することがあります。当社WEBサイトにて申し込んだ後であっても、募集終了日までの市場環境等により、お取扱いを中止することがあります。</p>
お問い合わせ先	<p>住信 SBI ネット銀行WEB サイト、またはスマートフォンからお問合せください。</p> <p>https://netbk.jp/otoiawase</p> 

(※)印の項目は、募集の都度、設定します。